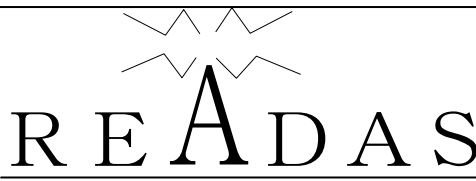


第 5787 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月 1日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 接待を受けるためのタクシー代

**Q**：他社が主催する懇親会に出席するためのタクシー代は、どのような取扱いになりますか？

**A**：交際費にならず、旅費交通費として損金に算入することができます。

### 【解説】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものとされています。

お尋ねの費用は、他社が行う接待を受けるために支出するもので、会社の業務遂行上の経費であり、得意先等に対して自社が行う接待のために支出するものではありませんから、交際費等には該当せず、旅費交通費として損金に算入することができます。

なお、自社が懇親会を主催するという場合において、得意先を会場まで案内するために支出するハイヤー・タクシー代については、得意先に対して自社が行う接待のために支出するものですから、お尋ねの場合と異なり、交際費等に該当することとなりますので注意してください。

